

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5
貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)	・・・	6

令和8年8月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	小湊鉄道株式会社（法人番号：8040001053928） 代表者 石川 晋平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市五井中央東1-1-2 (塩田営業所) 千葉県千葉市中央区塩田町810
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月14日及び令和8年1月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(運輸規則第21条第4項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社守谷福祉協会（法人番号：6050001030291） 代表者 宇津野 直美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県守谷市大柏1007-24 (守谷営業所) 茨城県守谷市大柏1007-24
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年12月4日及び令和7年12月5日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。 (1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)、(6)運輸開始の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第1号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	京成バス千葉ウエスト株式会社（法人番号：4040001028454） 代表者 藤本 剛弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県浦安市千鳥12-5 (鎌ヶ谷営業所) 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-8-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	E 商国際株式会社（法人番号：7290001022966） 代表者 久保田 カイトウ
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市中央区赤坂1-11-13-302 (千葉営業所) 千葉県富里市七栄652-281
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月25日及び令和8年6月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260703	株式会社 モアライフ(法人番号8011901025846)代表者:石井 克昌	東京都葛飾区四つ木5-8-1	城東	東京都葛飾区四つ木5-8-1	事業停止60日間、輸送施設の使用停止(98日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月29日、同年9月5日、同年9月11日及び同年9月16日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)日常点検の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第47条の2)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	70	70
20260707	有限会社 福田運送(法人番号9011502005147)代表者:福田 サト	東京都北区赤羽北2-19-10-104	本社	東京都足立区舎人1-17-19-303	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月1日及び同年7月14日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	11	11
20260707	株式会社 小林運輸(法人番号4030001063956)代表者:小林 幸一	埼玉県越谷市大字大杉909	本社	埼玉県越谷市大字大杉909-4	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	9	9
20260707	株式会社 ナヴィエス(法人番号8050001048282)代表者:蛭名 学	埼玉県さいたま市岩槻区小溝97-47	本社	埼玉県春日部市緑町1-8-7	輸送施設の使用停止(55日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	最高速度違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月9日、同年7月16日、令和7年2月19日及び同年10月2日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)業務記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6
20260707	株式会社 リヴェール東洋(法人番号8060001015356)代表者:村澤 英明	栃木県小山市大字出井927-2	犬塚	栃木県小山市大字犬塚998-102 アークヒルⅢ203	輸送施設の使用停止(47日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年4月10日及び令和7年4月18日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260708	有限会社 創建興業(法人番号5060002036569)代表者:飯島 康司	栃木県足利市利保町2-19-13	本社	栃木県足利市利保町2-19-13	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和8年4月15日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20260714	株式会社 幸運(法人番号5012801009560)代表者:野崎 慶太	東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-13-11	本社	東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-13-11	輸送施設の使用停止(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月14日及び令和7年12月8日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(9)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12
20260714	株式会社 大翔運輸(法人番号9180001115143)代表者:大平 孝	愛知県名古屋市中区神宮寺1-208	関東	茨城県古河市東諸川68-4	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月24日、令和7年6月27日及び同年7月28日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)勤務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(12)整備管理者の選任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(13)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(14)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	11	11
20260714	株式会社 加悦(法人番号4040001015270)代表者:加悦 征爾	千葉県千葉市美浜区新港185	本社	千葉県千葉市美浜区新港185	輸送施設の使用停止(65日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年12月25日及び令和8年1月15日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	7	7
20260714	日本WeP流通 株式会社(法人番号6012801003026)代表者:安田 修	東京都武蔵村山市伊奈平5-87-5	入間物流センター	埼玉県入間市上藤沢原514-1	輸送施設の使用停止(52日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年10月22日及び令和7年11月12日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260714	株式会社 スミレ運送(法人番号1010001020532)代表者:比田 康治	東京都千代田区内神田2-9-6	深谷	埼玉県深谷市緑ヶ丘25-3	輸送施設の使用停止(59日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20260714	神奈川ファミリー引越センター 株式会社(法人番号1020001048201)代表者:種田 孝彦	神奈川県横浜市都筑区佐江戸町349	横浜	神奈川県横浜市都筑区佐江戸町349	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月16日、同年10月22日及び同年12月3日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	5	5
20260714	株式会社 エムエー(法人番号9070001034362)代表者:林 雅仁	群馬県高崎市新町1569-13	本社	群馬県高崎市倉賀野町2460-8	輸送施設の使用停止(32日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年8月21日及び令和7年10月24日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)	4	4
20260722	鈴木運輸 有限会社(法人番号8040002046591)代表者:鈴木 義久	千葉県松戸市松戸新田570-18	本社	千葉県松戸市松戸新田570-18	輸送施設の使用停止(172日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月24日及び同年8月22日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	18	18
20260722	有限会社 トラスト(法人番号7070002015917)代表者:竹内 三千彦	群馬県みどり市笠懸町久宮637	本社	群馬県みどり市笠懸町久宮637	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月13日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
20260722	丸飯興業 株式会社(法人番号9021001014053)代表者:井上 光英	神奈川県相模原市南区麻溝台3-1-15	本社	神奈川県相模原市南区麻溝台3-1-15	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年4月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20260728	K. TransDrive 株式会社 (法人番号7030001019749)代表者: 武井 貢士	埼玉県蓮田市閨戸3994	本社	埼玉県北足立郡伊奈町小室8267-1、8265-1、8266	輸送施設の使用停止 (233日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年8月20日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	24	24
20260728	西濃運輸 株式会社(法人番号7200001015755)代表者: 高橋 智	岐阜県大垣市田口町1	八王子支店	東京都八王子市石川町2968-9	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年4月16日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)